（注）担当窓口は、住吉区役所を例に記載していますが、実際の転出先の市区町村の役所ごとに各業務を担当する窓口が異なりますので、事前にご確認ください。

項目	対象となる方など	内容		（注）担当窓口
健康保険に関すること				
国民健康保険	国民健康保険の対象になる方	お持ちの国民健康保険証を返却してください。 保険料を転出されるまでの期間で再計算します。 【転出先市町村窓口】 新たに加入手続きを行ってください。 ※手続きが遅れると病院での医療費負担に影響が出る場合があります。	2階 22番	保険年金課 （保険年金） （06） 6694-9956
後期高齢者医療制度	後期高齢者医療制度の対象になる方	各市町村への転出手続き後、お持ちの後期高齢者医療被保険者証を返却してください。 【大阪府内へ転出の場合】 転入の手続きが必要です。 「負担区分証明書」は不要です。 【大阪府外へ転出される場合】 転入の手続きが必要です。住吉区で交付した負担区分証明書を、転出先の市区町村担当窓口へ提出してください。		
医療費助成・介護保険に関すること				
各種医療費助成	各種医療助成の対象となる方	お持ちの医療助成証を返却してください。 転出先の市区町村で各種医療助成の申請手続きが必要です。 【転出先の市区町村】 各医療助成制度の申請手続きが必要です。 ※市区町村によっては、課税証明書が必要な場合があるなど、取り扱いが異なりますので、事前に転出先の市区町村へお問い合わせください。 ≪住吉区役所の課税証明書発行窓口≫ 免許証等（本人確認用）を持参のうえ、1階13番窓口で課税証明書を請求してください。	2階 27番	保健福祉課 高齢者支援 介護保険 （06） 6694-9859
介護保険	65歳以上の方 40～64歳の方で介護認定を受けておられる方	介護認定を受けておられる方（認定申請中の方を含む）は、介護保険受給資格証明書の発行手続きが必要です。 【転出先の市区町村】 異動日から14日以内に転出先の市区町村に介護保険受給資格証明書を提出ください。		